

川西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 22 日

川西市長

越田 謙治郎

川西市条例第 31 号

川西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第 2 条 法第 34 条の 16 第 1 項の条例で定める基準は、この条例に特別の定めがあるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号。以下「設備運営基準」という。）をもってその基準とする。

(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準)

第 3 条 余裕活用型乳児等通園支援事業所（設備運営基準第 25 条に規定する余裕活用型乳児等通園支援事業所をいう。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる条例に定める基準による。

- (1) 保育所 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例（平成 24 年兵庫県条例第 4 号）（児童福祉施設に係る部分に限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園の認可等に関する条例（平成 18 年兵庫県条例第 63 号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 認定こども園の認可等に関する条例
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 川西市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年川西市条例第 15 号）（居宅訪問型保育事業に係る部分を除く。）

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。